

00821

鳥取縣公報

昭和十八年三月三十日
第十四百二十號 火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

◆鳥取縣令第二十三號

生鮮魚介類出荷施設補助金交付規程左ノ通定ム
昭和十八年三月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

生鮮魚介類出荷施設補助金交付規程
第一條 知事ハ生鮮魚介類ノ出荷ニ關スル事業ヲ助成スル爲本規
程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
第二條 補助金ハ漁業組合、漁業組合聯合會、出荷統制組合其ノ
他知事適當ト認ムル團体ノ生鮮魚介類ノ出荷ニ關スル事業又ハ
設備ニ要スル費用ニ對シ之ヲ交付ス但シ別ニ國又ハ縣ヨリ獎勵
金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第三條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書
類ヲ添附シ前年度二月十日迄ニ之ヲ知事ニ提出スベシ
一 事業計畫書
二 収支豫算書
三 施設ノ仕様書、設計書、圖面
四 定款、會則又ハ規約
五 總會ノ決議ヲ證スル書類

縣 令	目 次
生鮮魚介類出荷施設補助金交付規程	一頁
漁業生產獎勵施設補助金交付規程	一頁
鳥取縣立青年學校教員養成所規程	一頁
農林水產團體職員設置補助規程	一頁
鳥取縣食糧檢查所屬託手當支給規程	三頁
警察署巡查受持區域改正	三頁
告 示	三頁
來特石製品販賣價格指定	三頁
假設建築物建築許可	三頁
健康保險醫指定	三頁
公立青年學校設置開校ノ件認可	三頁
十八年度乳幼兒体力處理醫選任	三頁
其 他	三頁
彙 報	三頁
重要農產物の增產助成	一頁
學校の甘藷增產耕國農場設置に就て	一頁
其 他	一頁

ルベシ

第四條 第二條ノ費用ニ對スル補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者前
條ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキ
ハ豫メ知事ニ届出ヅベシ

前項ノ届出アリタル場合ニ於テ知事必要アリト認ムルトキハ計
畫ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者ハ補助金ノ交付ヲ受クベ
キ施設ニ付知事ノ指定シタル検査員ノ検査ヲ受クベシ

第六條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者輔助金ノ交付ヲ受クベ
トスルトキハ施設又ハ事業完了後請求書ニ精算書ヲ添附シ之ヲ
知事ニ提出スベシ

第七條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ翌年度六月十日迄ニ收支決
算書及事業成績書ヲ知事ニ提出ス全シ

第八條 補助金ノ交付ヲ受ケタル施設ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル
日ヨリ五年間知事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ譲渡シ其ノ用
途ヲ變更シ又ハ其ノ使用ヲ廢止スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由
ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ譲渡ノ許可アリタルトキハ譲受人ヲ以テ補助
金ノ交付ヲ受ケタルモノト看做ス

第九條 知事必要アリト認ムルトキハ補助金ノ交付ヲ受ケタル者
本令ハ交付ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條ノ規定ニ依ル申請書ノ提出期限ハ昭和十七年度ニ在リテハ
昭和十八年三月三十一日迄昭和十八年度ニ在リテハ昭和十八年四
月末日迄トス

◆鳥取縣令第二十四號

漁業生産獎勵施設補助交付規程左ノ通立

昭和十八年三月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

ハ豫メ知事ニ届出ヅベシ

前項ノ届出アリタル場合ニ於テ知事必要アリト認ムルトキハ計
畫ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者ハ補助金ノ交付ヲ受クベ
キ施設ニ付知事ノ指定シタル検査員ノ検査ヲ受クベシ

第六條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者輔助金ノ交付ヲ受クベ
トスルトキハ施設又ハ事業完了後請求書ニ精算書ヲ添附シ之ヲ
知事ニ提出スベシ

第七條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ事業完了後遲滞ナク事業成
績書及收支決算書ヲ知事ニ提出スベシ

第八條 補助金ノ交付ヲ受ケタル施設ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル
日ヨリ五年間知事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ譲渡シ其ノ用
途ヲ變更シ又ハ其ノ使用ヲ廢止スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由
ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ譲渡ノ許可アリタルトキハ譲受人ヲ以テ補助
金ノ交付ヲ受ケタル者ト看做ス

第九條 知事必要アリト認ムルトキハ補助金ノ交付ヲ受ケタル者
又ハ其ノ承繼人ニ對シ其ノ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ書

類、帳簿若ハ業務執行ノ狀況ヲ検査セシムルコトアルベシ

第十條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者又ハ補助金ノ交付ヲ受ケ

又ハ其ノ承繼人ニ對シ其ノ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ書

類、帳簿若ハ業務執行ノ狀況ヲ検査セシムルコトアルベシ

タル者若ハ其ノ承繼人左ノ各號ノ一二該管スル場合ニ於テハ知
事ハ補助金交付ノ許可ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全

部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一 本令ノ規定ニ違反シタルトキ

二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

附 則

前項ノ届出アリタル場合ニ於テ知事必要アリト認ムルトキハ計
畫ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

ハ豫メ知事ニ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依リ譲渡ノ許可アリタルトキハ譲受人ヲ以テ補助
金ノ交付ヲ受ケタル者ト看做ス

00824

タル者若ハ其ノ承繼人左ノ各號ノニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ補助金交付ノ許可ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全額若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一 本令ノ規定ニ違反シタルトキ

二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

別表

施設事項	施設範囲	補助主體	補助金ノ標準
一、漁獲物 増殖施設	一、鮭鱈増殖ニ要スル費用 (イ)鮭鱈類ノ探卵、孵化、放流 (ロ)採卵用親魚ノ養成又ハ種卵若ハ種苗ノ配給	漁業組合、漁業組合聯合會、水產會其ノ他知事ノ適當ト認ムル團体	費用ノ十分ノ五以内
二、淺海增殖ニ要スル費用 (イ)鮎及鰻ノ種苗採取及ビ探收シタルモノノ配給 (ロ)鰐(クルマエビ)、イセエビ及ニシキエビ (ビ)鮑(トコブシラ含ム)、蛤、蜊、北寄	同	同	費用ノ十分ノ五以内
三、淡水増殖ニ要スル費用 (イ)鯉類、公魚、鰻、鮨等種苗ノ養成採苗設備並ニ事業 (ロ)鯉類、公魚、鰻、鮨等種苗ノ配給又ハ放流設備並ニ事業 (ハ)大陸產草魚等種苗ノ購入移植	同	同	費用ノ十分ノ五以内

00825

貝、赤貝(ハイガヒ及モガヒラム)	帆立貝、瑪珂貝、海鼠及海膽ノ種苗ノ放養	石花菜(ミラクサ、オホブサ及オニクサヲ含ム)、海蘭、海人草(別名マタリ)、海綿、麒麟菜、若布、蕙胡菜、ひじき及岩海苔ノ附着面ノ造成	鮎ノ產卵場並ニ蝦(クルマエビ)、イセエビ及ニシキエビ)鮑(トコブシラ含ム)、蛤、蜊、北寄貝、赤貝(ハイガヒラム含ム)、帆立貝、瑪珂貝	海鼠及海膽ノ發生場ノ造成
三、淡水増殖ニ要スル費用 (イ)鯉類、公魚、鰻、鮨等種苗ノ養成採苗設備並ニ事業 (ロ)鯉類、公魚、鰻、鮨等種苗ノ配給又ハ放流設備並ニ事業 (ハ)大陸產草魚等種苗ノ購入移植	同	同	同	同

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第三條ノ規定ニ依ル申請書ノ提出期限ハ昭和十七年度ニ在リテハ昭和十八年三月三十一日迄昭和十八年度ニ在リテハ昭和十八年四月末日迄トス

附則

00826

00827

(二) 右、左ニ掲ケル沿岸漁獲物増産ノ爲メ漁具漁法ノ改良轉換ニ必要ナル設備又ハ魚巢ノ設置ニ要スル費用

(一) 資材消費量ノ割合ニ漁獲效率大ナル網具及釣具ノ新調又ハ副漁具ノ新設、又ハ購入
魚類用、えび用又ハなまこ用ノ魚巢設置

(一) 五、左ニ掲タル電氣集魚燈普及ニ必要ナル集魚燈設備又ハ充電設備ニ要スル費用
 集魚燈設備ニ在リテハ電氣集魚燈ニ必
 要ナル蓄電池、燈具、コード、電球及
 遮光具等ノ設備一式ノ新設
 充電設備ニ在リテハ整流器、變壓器
 配線工事及充電所ノ建築

		四、左ニ掲タル沿岸漁獲物増産ノ爲メ漁具漁法ノ改良轉換ニ必要ナル設備又ハ魚巣ノ設置ニ要スル費用
(一) 資材消費量ノ割合ニ漁獲效率大ナル網具及釣具ノ新調又ハ副漁具ノ新設、又ハ購入	(二) 魚類用、及び用又ハなまこ用ノ魚巣設置	
五、左ニ掲タル電氣集魚燈普及ニ必要ナル集魚燈設備又ハ充電設備ニ要スル費用		
(一) 集魚燈設備ニ在リテハ電氣集魚燈ニ必要ナル蓄電池、燈具、コード、電球及遮光具等ノ設備一式ノ新設		漁業組合、漁業組合聯合會其ノ他知事ノ適當ト認ムル團体
(二) 充電設備ニ在リテハ整流器、變壓器配線工事及充電所ノ建築		
六、漁船「ビルジ」簡易油水分離器ノ設備		
ニ要スル費用		
ル團体		
漁業組合其ノ他知事ノ適當ト認ム		
費用ノ十分ノ五以内		
費用ノ三分ノ二以内		
費用ノ三分ノ一以内		
費用ノ三分ノ二以内		
費用ノ十分ノ五以内		

00828

二、左掲グル漁業共同施設ニ要スル費用

漁業組合、漁業組合聯合會
其ノ他知事ノ適當ト認ム
團體

費用ノ十分ノ五以内

(一) 販賣設備ニ在リテハ水產物ノ共同販賣所、共同出荷所又ハ其ノ附屬設備ノ新設増設、改設又ハ購入

(二) 製造、加工又ハ處理設備ニ在リテハ水產物ノ製造場、加工場、若ハ處理場又ハ同上ノ爲使用スル機械器具ノ新設、增設、改設又ハ購入

(三) 貯藏設備ニ在リテハ水產倉庫、冷藏庫(小型ニシテ凍結設備ナキモノ)、貯冰庫(氷藏庫)其ノ他水產物又ハ漁業用品ノ貯藏設備ノ新設、増設、改設又ハ購入

(四) 漁船又ハ漁具設備ニ在リテハ漁船漁具、副漁具、船納屋、漁具納屋又ハ網染場、網干場、其ノ他漁具ノ保強設備ノ新造、改造又ハ購入

(五) 運搬設備ニ在リテハ水產物ノ運搬ノ用ニ供スル船、車(車庫ヲ含ム)又ハ機

- (六) 捕器具ノ新造、改造又ハ購入
養殖設備ニ在リテハ水產物ノ養殖場蓄養場、種場、人工孵化場其ノ他ノ養殖設備ノ新設、増設、改設又ハ購入
- (七) 漁業設備ニ在リテハ「コンクリート」礁沈籠其ノ他ノ物ノ沈設ニ依ル漁礁ノ新設又ハ増設
- (八) 給水設備ニ在リテハ漁業又ハ漁獲物ノ處理、加工若ハ製造其ノ他漁業ト密接ナル關係ヲ有スル事業ノ爲必要ナル水ノ供給ニ關スル設備ノ新設増設
又ハ購入
- (九) 水產物ノ共同集荷ノ爲必要ナル事業ノ經營
新造、改造又ハ購入
- (十) 漁船救難設備
漁船遭難又ハ豫防ノ用ニ供スル救難船格納庫、標識、信號標其ノ他ノ設備ノ新設、改設又ハ購入

費用ノ十分ノ六以内

三
之
二
九
八
六
五
四
三
二
一
九

00830

三、左ニ掲タル漁業用無線通信施設ニ要スル費用

(一) 漁業用無線電信電話設備、漁業用無線電信設備若ハ漁業用無線電話設備ノ設置
(イ) 補助金ハ無線機器購入費、取付費ニ
對シ之ヲ交付ス
(ロ) 農林省ノ適當ト認ムル規格ニ適合スルモノニ限ル

(二) 漁業用無線通信士養成ニ要スル費用講師謝禮及旅費、講習用機械器具借入費、事務費(通信費、会場費、雜費等)
ニ對シ之ヲ交付ス

(三) 漁業用無線陸上局ノ新設、増設並ニ改
造
本縣内ニ船籍ヲ有スル漁船ノ所有者ニシテ本縣内ニ住所ヲ有スルモ
費用ノ十分ノ五以内
漁業組合、漁業組合聯合會、水產會其ノ他知事ノ適當ト認ムル團體
費用ノ範圍内
費用ノ三分ノ二以内

00831

			三、漁業用 資材及労力 調整施設
(イ) 補助金ハ瓦斯發生裝置ノ購入費、運搬費及据附費ニ對シ之ヲ交付ス	(イ) 漁業用瓦斯發生裝置ノ設置ニ要スル費用 瓦斯發生裝置ハ農林大臣ノ指定シタル種類及型式ノモノニ限ルコト	(イ) 小型重油發動機漁船ノ帆走化ニ要スル費用 用	本縣内ニ船籍(又ハ碇繫場)ヲ有スル漁船ノ所有者ニシテ本縣内ニ住所ヲ有スルモノ
(ロ) 網具等ノ附帶裝備費ニ對シ交付ス	(ロ) 瓦斯化困難ナル小形燒玉機關等ヲ備ヘタナルコト	(ロ) 補助金ハ帆檣ノ新設、帆布ノ購入及滑車帆走化ヲ爲シタル場合現在据附ノ機關ハ港ノ出入又ハ操業等特ニ必要ナル場合ニ之ヲ使用スルヲ妨げザルモノトス	本縣内ニ船籍(又ハ碇繫場)ヲ有スル漁船ノ所有者ニシテ本縣内ニ住所ヲ有スルモノ
三、沿岸小型漁船用共同曳船ノ購入ニ要スル費用	漁業組合、市、町、又ハ村		費用ノ二分の一
			費用ノ十分ノ五以内

00832

00833

鳳陽縣令第十五號

大正十年四月鳥取縣令第三十一號鳥取縣立青年學校教員養成所規程中左ノ通改正ス

昭和十九年三月三十日

鳥取縣知事　土肥　米　之
第二條　本所ニ男子部及女子部ヲ置キソノ修業年限ハ各二年トス
第六條　學科目課程及毎週教授時數ハ男子部ニ在リテハ第一號表
女子部ニ在リテハ第二號表ニ依ル但シ必要アル場合ニ於テハ各
學科目ノ毎週教授時數ハ修身及公民科ヲ除クノ外之ヲ増減スル
コトアルベシ

第一號表

ノ目的ノ爲メ設備サルル沿岸小形漁船
漁村勞力調整並ニ應召漁家ノ統後接觸
用共同曳船ニ對シ交付ス

四、漁業用薬製品ノ共同購入又ハ購入斡旋ニ 要スル費用

100

五、國內產漁業用染料材ノ蒐集ニ要スル費用 漁業用染料材トハ柏、椎、櫻等ノ樹皮

其ノ他ノ植物性單寧材トニ

漁業組合、漁業組合聯合會、縣及
都市水產會町村農會、產業組合農
事實行組合又ハ山林會

漁業組合、漁業組合聯合會又八漁村ニ於ケル產業組合

取扱數量十貢當三十錢以內

00834

國 史		國 語		教 育		衛 生		學 科 目		學 科 目		學 科 目		實 驗 實 習		計 算						
二 國 史		漢文 講讀		國語 講讀		國語 講說		修 身 及 公 民 科		體 育		心 理		事 業 經 濟 文 化 軍		授 時 數		授 時 數		授 時 數		不 定 時
一	同	三	同	一	二	一	保健衛生	三	學 科 目	一	二	二	同	一	學 科 目	五每 回週	五每 回週	五每 回週	不 定 時	不 定 時	不 定 時	
一	同	三	同	一	二	二	教育史	四	學 科 目	一	二	二	同	一	學 科 目	五每 回週	五每 回週	五每 回週	不 定 時	不 定 時	不 定 時	
計	特別 講義	不 定 時	不 定 時	體操科	武道	體操	教練	三	學 科 目	一	音 樂	職業 科	音 樂	七	家 庭 科	理 科	數 學	地 理	一	實用數學	地理	
不 定 時	不 定 時	不 定 時	不 定 時	體操及競技	薙刀道	體操及競技	教練	三	學 科 目	一	音 樂	農業	農業	七	裁 縫	家 事	一	實用數學	地理	一	地理	
不 定 時	不 定 時	不 定 時	不 定 時	同上	同上	同上	同上	三	學 科 目	一	音 樂	農業、產業	農業、產業	八	被服、手藝	家政、育兒保健	二	生物、物象	同上	一	同上	

00835

實驗實習	每一週	科家庭、職業、教育、理體操	每一週	同上
第八條	本所第一學年ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ 該當シ本縣青年學校教員タル志望確實ニシテ品行方正、志操堅 實、身體強健ナル者タルベシ			
一	國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限四 年以上ノ實業學校又ハ之ト同程度ノ實業學校ヲ卒業シタル モノ			
二	中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者			
三	前各號ニ準ズベキ學力アリト認メタル者			
第九條中「戶籍謄本」ヲ「戶籍抄本」ニ改ム				
第十條第二項ヲ左ノ如ク改ム				
前項ノ學力考查ノ程度及學科目ニ付テハ其ノ都度之ヲ公告ス				
第二十三條中「小學校」ヲ「國民學校」ニ改ム				
附則				
本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス				
本令施行ノ際現ニ在學スル生徒ニ課スベキ學科課程ニ關シテハ新 舊學科課程ヲ斟酌シテ所長之ヲ定ム				

心經第十六

農林水產廳休職員設置補助規程左人通定

鳥取縣知事
土肥米之

第一條 農林水産業ニ關スル團体（以下農林水產團体ト稱ス）ノ活動ヲ足進ムレ爲系フ蓋シトシテ農林水產團体又、印

事ノ適當ト認ムル農林水產團体ノ別表ニ掲グル事務ニ要スル費

用又ハ補助金ニ對シ本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金交付ノ率ハ毎年度之ヲ定ム

第三條 補助金ハ第一條ノ事務ノ爲ニ要スル左ニ掲グル費用又ハ
補助金ニ對シ之ヲ交付ス但シ別ニ縣ヨリ補助金、獎勵金又ハ助

第二十三條中「小學校」ヲ「國民學校」ニ改ム

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ在學スル生徒ニ課スペキ學科課程ニ關シテハ新舊學科課程ヲ斟酌シテ所長之ヲ定ム

四 支出額ガ豫算額ニ比シ減少シタルトキ

本令ハ昭和十七年度ヨリ之ヲ適用ス

本令施行ノ際現ニ存スル補助、獎勵又ハ助成ニ關スル規程ニシテ
本令第三條ニ規定スル事項ニ該當スル補助金、獎勵金又ハ助成金
交付ニ關スル規定ハ昭和十七年度ヨリ之ヲ廢止ス

- 一 事業計畫書(別記様式第二號)
- 二 収支豫算書(別記様式第三號)
- 三 補助金交付ニ關スル規程
- ルベシ

第五條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者第四條第一項ノ書類ニ記載シタル事項ニ付重要ナル變更ヲ加ヘントストキハ豫メ知事ニ届出ズベシ。

前項ノ届出アリタル場合ニ於テ知事必要アリト認ムルトキハ計畫變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

第六條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ事業成績書及收支決算書ヲ翌年度六月十五日迄ニ知事ニ提出スベシ

第七條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者補助金ノ交付ヲ受ケテ支出シタル費用又ハ補助金ヲ返納セシメタルトキハ事由ヲ具シ其ノ旨ヲ連絡ナク知事ニ報告スベシ

第八條 左ノ各號ノ一二該當スル場合ニ於テハ補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一 本則ノ規定ニ違反シタルトキ

二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

事	項	輔助	經費
產業組合中央會事務		俸給	事務費
產業組合監查事務		同	同
農會活動促進事務		同	同
肥料消費調整事務		同	同
町村及農業團體活動促進事務		同	同
農產物販賣統制事務		同	事務費
家畜保險事務		同	同
牛增殖獎勵事務		同	同
町村及畜產團體活動促進事務		同	同
經濟更生計畫事務		同	事務費
農業勞動力調整事務		同	同
農山漁村整備事務		同	同
農具改良普及事務		同	同
副業獎勵事務		同	同
農產物供出施設事務		同	同
食糧增產應急施設市町村農會技術員設置		同	同
食糧增產應急施設郡市町村農會技術員臨時手當		同	同

牛登録事務		同	同
乳牛能力検査事務		同	同
牛增殖獎勵事務		同	同
町村及畜產團體活動促進事務		同	同
經濟更生計畫事務		同	事務費
農業勞動力調整事務		同	同
農山漁村整備事務		同	同
農具改良普及事務		同	同
副業獎勵事務		同	同
農產物供出施設事務		同	同
食糧增產應急施設市町村農會技術員設置		同	同
食糧增產應急施設郡市町村農會技術員臨時手當		同	同

00837

00836

00840

00841

支 出 ノ 部		科 目	額 本 (年 度 豊 算 類) 算	額 前 (年 度 決 算 類) 算	比 較 増 減	備 考
合 計	郡市以下ノ 國體負擔金					
	縣 縣ヲ 補 助 金 域トスル團體負 擔金					

◆鳥取縣訓令甲第六號

訓

令

00842

鳥取縣食糧檢查所屬託手當支給規程左ノ通定ム

第三條 新任廢職、退職、解職死亡等ニ手當増減ノ場合ハ第二條ニ定ムル區分ニ依リ月割額ヲ定メ日割ヲ以テ之ヲ支給ス但シ廢職、退職、解職等ニ死亡ノ場合ニ在リテハ其ノ際之ヲ支給セズ

昭和十八年三月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣食糧檢查所屬託手當支給規程

第一條 食糧檢查所屬託ニハ本規程ニ依リ年手當ヲ支給ス

第二條 手當ハ左ノ通區分シ之ヲ支給ス

期 間	支 給 率	支給期
第一期 至 自 六月	手當額ノ十二分ノ一	六月下旬
第二期 至 自 七月	同 十二分ノ三	九月下旬
第三期 至 自 十月	十二分ノ四	十二月下旬
第四期 至 自 三月	十二分ノ四	三月下旬

本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス
第七條 本規程ニ定ムルモノノ外ハ文官俸給支給細則ヲ準用ス
之ヲ計算ス
第六條 手當ハ新任、増給又ハ減給トモ總テ發令ノ日ノ翌日ヨリノ日割計算ノ方法ニ依リ月割額ヨリ之ヲ控除ス
各警察署巡查ノ受持區割ヲ左ノ通改正シ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

◆鳥取縣訓令甲第七號

警 察 部 長
警 察 署 長

鳥取縣食糧檢查所長

署名	番號	巡査受持區割	鳥取縣知事 土 肥 米 之
昭和十八年三月三十日			
立川町巡查派出所	立川町	受持區割	鳥取縣知事 土 肥 米 之
吉方巡查派出所	吉方町	受持區割	鳥取縣知事 土 肥 米 之
若櫻橋巡查派出所	若櫻橋町	受持區割	鳥取縣知事 土 肥 米 之
本町、一、二、三、四丁目、鍛冶町、若櫻町	本町、一、二、三、四丁目、鍛冶町、若櫻町	受持區割	鳥取縣知事 土 肥 米 之
川外大工町、鎌原町	川外大工町、鎌原町	受持區割	鳥取縣知事 土 肥 米 之
寺町	寺町	受持區割	鳥取縣知事 土 肥 米 之
立川町二丁目、三丁目、四丁目	立川町二丁目、三丁目、四丁目	受持區割	鳥取縣知事 土 肥 米 之
大根町、大工町頭、中町、御弓町	大根町、大工町頭、中町、御弓町	受持區割	鳥取縣知事 土 肥 米 之
片原一、二、三丁目、上魚町、元大工町、豆腐町	片原一、二、三丁目、上魚町、元大工町、豆腐町	受持區割	鳥取縣知事 土 肥 米 之
江崎町、掛出町、庖丁人町、馬場町	江崎町、掛出町、庖丁人町、馬場町	受持區割	鳥取縣知事 土 肥 米 之
東町、栗谷町	東町、栗谷町	受持區割	鳥取縣知事 土 肥 米 之
西町	西町	受持區割	鳥取縣知事 土 肥 米 之
立川町一丁目、上町	立川町一丁目、上町	受持區割	鳥取縣知事 土 肥 米 之
立川町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目	立川町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目	受持區割	鳥取縣知事 土 肥 米 之
立川町五丁目、舊稻葉（卯垣、小西谷、瀧山、百谷、岩倉）	立川町五丁目、舊稻葉（卯垣、小西谷、瀧山、百谷、岩倉）	受持區割	鳥取縣知事 土 肥 米 之
吉方ノ半部（國道十八號線ヨリ東部）	吉方ノ半部（國道十八號線ヨリ東部）	受持區割	鳥取縣知事 土 肥 米 之
吉方ノ半部（國道十八號線ヨリ西部）	吉方ノ半部（國道十八號線ヨリ西部）	受持區割	鳥取縣知事 土 肥 米 之
吉方町	吉方町	受持區割	鳥取縣知事 土 肥 米 之

00845

00844

四

四五
四六
四七
四八

蒲生村大字蒲生
大郷村大字松原
明治村大字上原
吉岡村
豊實村大字野坂
松保村大字里仁

賀露町
湖山村
松保村
豊寶村
明治村
大郷村
吉岡村
蒲生村
岩井町

成縣村大字河原
大茅村大字栎本
米里村大字東大

成器村
大茅村
米里村、面影村

察書

二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 二九

停車場巡査派出
瓦町巡査派出所
茶町巡査派出所
湯所町巡査派出所
宇倍野村大字宮

東品治町、牛半部（國道鳥取停車場線ヨリ南部）
今町二丁目、富安
今町一丁目
美保（富安ヲ除ク）古市（數津、叶、宮長、的
瓦町、梶川町
行徳
元魚町一、二、三丁目、新町、魚町尻
南本寺町、北本寺町、四丁目尻、新鑄物師町
鹿野町、下魚町、三軒屋町、元鑄物師町、茶町
田ノ島、新品治町、藥師町
西品治
湯所町、下台町、下横町、材木町、玄好町
丹後片原町、川下町、丸山町、中ノ郷（濱坂、
宇倍野村

川端一、二、三、四丁目
二階町一、二、三、四丁目、桶屋町、職人町
東品治町ノ半部（國道鳥取停車場線ヨリ北部）
東品治町ノ半部（國道鳥取停車場線ヨリ南部）
今町二丁目、富安

00846

署察警井岩

一三四五六七八九

本庄村大字新井
東村大字小羽尾
富浦町
大岩村大字大谷
福部村大字細川
小田村大字池田
浦富町

本庄村
東村
浦富町(字上ノ出逢以南一圓及字境町以東ヲ除ク)田後村
大岩村、網代村
福部村
小田村
浦富町大字牧谷
東上ノ出逢以南及境町以東

署察警原河

一一二三四五六七八九

河原町大字袋河原
大和村大字倭文
神戸村大字上砂見
西郷村大字中井
散岐村大字佐貫
大村大字鷹狩
用瀬町大字用瀬
佐治村大字加瀬木
社村大字山手
船岡村大字船岡
大伊村大字殿

河原町
大和村
神戸村
西郷村
散岐村、八上村
大村
用瀬町
佐治村
社村
國英村
船岡村
大伊村

00847

署察警櫻若

一三四五六七八九

賀茂村大字石田百井
國中村大字郡家
若櫻町大字赤松
若櫻町大字大炊
池田村大字岩屋堂
丹比村大字富枝
八東村大字才代
安部村大字安井宿
大御門村大字殿
隼村大字郡家

賀茂村
國中村
若櫻町ノ内
若櫻町ノ内
若櫻町ノ内
丹比村
八東村
安部村
大御門村
隼村

若櫻、高野、三倉
赤松、屋堂羅、淺井、來見野、諸鹿
大炊、岸野、糸白見、根安、不香田、長砂、湯原、瀬見、
若荷谷、春米

署詰
智頭町大字新見
智頭町大字野原
智頭町大字埴師
智頭町大字鄉原
山郷村大字中原

智頭町ノ内
智頭町ノ内
智頭町ノ内
早瀬、大屋、野原、眞鹿野、奥本、大背、西宇塚、東宇塚
宇波
河津原

山根、三田、穗見、木原、埴師、漁田、三吉、慶所
西野、大呂、芦津、入河谷

00848

署 察 警 木 寶

一一三三三四五六七八九〇一二二三

未恒村大字伏野
鹿野町
小鷦河村大字鷦峰
逢坂村大字山宮
瑞穂村大字下坂本
正條村大字濱
青谷町

未恒村
寶木村、酒津村
鹿野町、勝谷町
小鷺河村
逢坂村
瑞穂村
正條村
青谷町
日置谷村
日置村
中郷村
勝部村

倉

六五四三二

住吉町巡回派出所

堺町一丁目、東町、湊町、住吉町、荒神町、宮川町
葵町、魚町、研屋町、明治町、新町一丁目、堺町二丁目
新町二、三丁目、大正町、東仲町、西仲町、仲ノ町
越中町、西岩倉町、東岩倉町、瀬崎町、西町
鍛冶町一丁目、福吉町、福吉町二丁目、越殿町

00849

署案警

社村大字國府
灘手村大字別所
旭村大字分泉
竹田村大字穴鴨
小鹿村大字高橋
三德村大字坂本
三朝村大字三朝
日下村大字上井
上北條村大字新田
中北條村大字江北
下北條村大字下神
橋津村

橘津村、宇野村
長瀬村
下北條村
中北條村
上北條村
日下村、西郷村
三朝村
三徳村
竹田村、旭村ノ内久原、曹源寺、助谷
小鹿村
灘手村

00850

署 察 警 橋 八

三三二二七

淺津村大字下淺津
花見村大字長和田
松崎村
舍人村大字方地
泊村

淺津村
花見村
松崎村、東郷村
舍人村
泊村

署
詰

八橋町
赤崎町
以西村
成美村

上中山村大字石井
由良町大字由良宿
大誠村大字瀬戸
榮村大字龜谷
古布庄村大字別宮
下郷村大字勤
浦安町大字金市

上中山村、下中山村ノ内潮音寺、榮田、赤坂、下甲由良町
大誠村
榮村
古布庄村
下郷村、上郷村
浦安町、八橋町ノ内田越、保、丸尾、鶴萬

00851

子
米

一一三 三三一 一〇九 八六七五四三二一

停車場巡査派出所
尾高町巡査派出所
明治町、末廣町、彌生町
塩町、大工町、愛宕町、祇園町一、二丁目
加茂町一、二丁目
西倉吉町、東倉吉町、中町
東町、人形町、四日町

水上巡查派出所

角盤町巡回派出所

角盤町一丁目、富士見町二丁目
日ノ出町、錦町一、二、三丁目
角盤町三、四丁目、寺町
朝日町、角盤町二丁目

鳥取縣公報

第十四百二十號

昭和十八年三月三十日

(第三種郵便物認可) 三

00852

警

博勞町巡查派出所

道笑町一丁目、法勝寺町、紺屋町
糸町一、二丁目、東山町、昭和町
博勞町一丁目、富士見町、富士見町一丁目
博勞町二、三、四丁目、勝田町

一七
一八
一九
二〇

米子市兩三柳
米子市西福原
米子市皆生

米子市車尾

彦名村

成美村大字石井
天津村大字福成

法勝寺村大字法勝寺
上長田村大字能竹

賀野村大字市山
手間村大字天萬

五千石村大字諫訪
幡鄉村大字大殿

縣村大字河岡
大高村大字尾高

上長田村、東長田村

賀野村

手間村、尚德村(兼久ヲ除ク)

五千石村、尚德村ノ内 兼久

幡鄉村

縣村、春日村

大高村

中島、車尾、觀音寺
彦名村、米子市ノ内 旗ヶ崎、安倍、上後藤
成實村、米子市ノ内 險田町、大谷町、目久美町、道笑町四丁目、陽田町
長砂町、天津村、大國村

法勝寺村
上長田村、東長田村
賀野村
手間村、尚德村(兼久ヲ除ク)
五千石村、尚德村ノ内 兼久

幡鄉村
縣村、春日村
大高村

00853

署

三六
三七
三八
三九
四〇
四一
四二
四三
四五
四六
四七

巖村大字敦屋

日吉津村大字日吉津

大和村大字佐陀
淀江町大字淀江

高麗村大字妻木
所子村大字所子

大山村大字坊領
庄内村大字富長

光德村大字豊成
御來屋町

逢坂村大字下市
大幡村大字岸本

巖村

日吉津村

大和村
淀江町

高麗村、宇田川村
所子村

大山村
庄内村

光德村
逢坂村

水上巡査派出所

水上

岬町、花町、入船町、東雲町、東本町、相生町、朝日町、中町
末廣町、榮町、本町、日ノ出町、鳥場崎町、明治町ノ幾部、松ヶ枝町

上道村

00854

署 察

餘子村大字竹内
中濱村大字小篠津
大篠津村

餘子村
中濱村
大篠津村、和田村
富益村、夜見村
崎津村

一〇九八七五六四三二一

渡村大字渡
外江村

署 詰

黑坂町

日野村大字本郷
根雨町大字上町
石見村大字上石見
福榮村大字神福
日野上村大字生山

日野村
根雨町
石見村
福榮村
日野上村

署 察

署 察

五四五五六七六八九一

多里村大字多里

多里村

00855

署 察 警 口 溝

一〇九八

山上村大字茶屋
大宮村大字印賀
阿毘緣村大字阿毘緣

山上村
大宮村
阿毘緣村

溝口町ノ内 金屋谷、岩立、大江、上野、宮原、谷川、大倉、長山
溝口町ノ内 宇代、中祖、古市、莊、根雨原、白水、父原

八七六五四三二一

日光村大字吉原
米澤村大字美用
神奈川村大字武庫
江尾村大字江尾
溝口町大字古市
二部村大字二部
二部村大字二部
日光村
米澤村
八鄉村
八鄉村大字久古

◆鳥取縣告示第百四十七號

販賣價格左ノ通指定ス

昭和十八年三月

鳥取縣

來待石製品最高販賣價格

◆鳥取縣告示第百四十八號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十八年三月三十日

鳥取縣知事 土肥米之

◆鳥取縣告示第一百四十九號

當管内ニ於ケル健康保険醫左ノ通指定セリ

0085

同	尺五寸	同	一一、七〇、一五、二〇	一 建築主ノ住所氏名	米子市錦町一丁目四五番地
同	尺六寸	同	一六、〇〇	一 建築物ノ所在地	米子市錦町一丁目四五、四六、四七、四八ノ二番地
同	同	同	一九、二〇	一 建築物ノ用途	米子第三菓子工業小組合事務所
同	同	同	同	一 建築物ノ構造種別及棟數	木造瓦葺二階建一棟
同	同	同	同	一 建築物ノ面積	建築面積 五七、六、三八平方米 突出セル部分 八、三七〇九平方米
同	同	同	同	一 命令事項	一 建築物ノ存續期間ハ都市計畫事業實施迄トス 一 前項ノ存續期間満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ 一 本建築物ヲ他人ヘ譲渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ
同	同	同	同	トス	トス
同	同	同	同	二 流石ニシテ口無シノモノハ本表流シ石口付ノ價格ノ一割下ゲ	二 流石ニシテ煙突付キノモノハ本表籠石ノ價格ノ三割五分上ゲ
同	同	同	同	三 本表價格ハ賣主店先渡價格ニシテ荷造費ヲ含ミタルモノトス	三 本表價格ハ賣主店先渡價格ニシテ荷造費ヲ含ミタルモノトス
同	同	同	同	四 西伯郡境町、米子市以外ノ地ニ在リテハ本表價格ニ重量百匁ニ付一圓五十錢ノ範圍内ニ於テ運賃實費ヲ加算スルコトヲ得	四 西伯郡境町、米子市以外ノ地ニ在リテハ本表價格ニ重量百匁ニ付一圓五十錢ノ範圍内ニ於テ運賃實費ヲ加算スルコトヲ得
同	同	同	同	五 本表中籠石以下ノモノニ在リテハ鳥取縣石材販賣業組合ノ検査ニ依リ合格證ヲ附シタルモノノ價格トス	五 本表中籠石以下ノモノニ在リテハ鳥取縣石材販賣業組合ノ検査ニ依リ合格證ヲ附シタルモノノ價格トス
件許可セリ	件許可セリ	件許可セリ	件許可セリ	件許可セリ	件許可セリ
昭和十八年三月三十日	昭和十八年三月三十日	昭和十八年三月三十日	昭和十八年三月三十日	昭和十八年三月三十日	昭和十八年三月三十日
鳥取縣知事	鳥取縣知事	鳥取縣知事	鳥取縣知事	鳥取縣知事	鳥取縣知事
土 肥 米 之	土 肥 米 之	土 肥 米 之	土 肥 米 之	土 肥 米 之	土 肥 米 之
△鳥取縣告示第百四十八號	△鳥取縣告示第百四十九號	△鳥取縣告示第百四十九號	△鳥取縣告示第百四十八號	△鳥取縣告示第百四十八號	△鳥取縣告示第百四十八號
市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築	當管内ニ於ケル健康保險號左ノ通指定セリ	當管内ニ於ケル健康保險號左ノ通指定セリ	市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築	當管内ニ於ケル健康保險號左ノ通指定セリ	當管内ニ於ケル健康保險號左ノ通指定セリ

科專門 診療所所在地 氏名 指定年月日

内科 東伯郡上小鴨村 太田 幸雄 昭和十八年三月二十四日

小兒科 東伯郡倉吉町大字東岩倉町 淳谷 重治 昭和十八年三月二十四日

名稱 位置 設置者
鳥取縣八頭郡佐治村青年學校 八頭郡佐治村大字加瀬木 八頭郡字入江二二三八番地 佐治村
校組合立久米青年學校 上福田寺五六八番地 村外二ヶ村
校組合

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十八年四月ヨリ

開校ノ件昭和十八年三月三十日認可セリ

昭和十八年三月三十日

名稱 位置 設置者
鳥取縣知事 土肥米之

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十八年三月三十日

名稱 位置 設置者
鳥取縣知事 土肥米之

専門科名 診療所所在地 氏名 指定年月日

耳鼻咽喉科 東伯郡倉吉町越殿町 厚生病院 牧田淳

昭和十八年三月二十五日

昭和十八年三月三十日

名稱 位置 設置者
鳥取縣知事 土肥米之

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十八年四月ヨリ

開校ノ件昭和十八年三月三十日認可セリ

昭和十八年三月三十日

名稱 位置 設置者
鳥取縣知事 土肥米之

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十八年四月ヨリ

開校ノ件昭和十八年三月三十日認可セリ

昭和十八年三月三十日

名稱 位置 設置者
鳥取縣知事 土肥米之

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十八年四月ヨリ

開校ノ件昭和十八年三月三十日認可セリ

昭和十八年三月三十日

名稱 位置 設置者
鳥取縣知事 土肥米之

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十八年三月ヨリ

開校ノ件昭和十八年三月三十日認可セリ

昭和十八年三月三十日

00860

◆鳥取縣告示第一百五十七號

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十八年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十八年三月三十日認可セリ

昭和十八年三月三十日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

名 称 位 置 設 置 者

鳥取縣八頭郡佐治村第一青年學校 入頭郡佐治第一國民學校二併設 入頭郡佐治村

鳥取縣八頭郡佐治村第二青年學校 入頭郡佐治第二國民學校二併設 同

鳥取縣八頭郡佐治村第三青年學校 入頭郡佐治第三國民學校二併設 同

鳥取縣東伯郡以西村青年學校 東伯郡以西國民學校二併設 東伯郡以西國民

鳥取縣東伯郡以西村青年學校 東伯郡以西國民學校二併設 東伯郡以西國民

◆鳥取縣告示第一百五十九號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無效トス

昭和十八年三月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

昭和十六年十二月鳥取縣告示第九百六十五號(板硝子ノ販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十八年三月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

記 號 番 號 被保險者證 氏 名 被保險者者 工場事業場又ハ事務所所在地、名稱 タル年月日
東まは 一 山本又十郎 松井屑物工場 一一、二、三〇
米よい 四二一〇 中澤 貞子 米子鐵工所 一八、二、二〇
米には 三〇 竹谷きみ子 日本レーョン株式會社 一八、三、五〇
東さは 五 谷口 種夫 三和電氣土木工事株式會社 松江出張所 一八、二、二五
米はい 一九七 石黒 富治 倉吉派出所 一八、二、二五
米につ 二五二 平林 辰夫 伯陽電鐵株式會社 不 明
米子支店 一八、二、二八

00861

◆鳥取縣告示第一百六十號

並厚印、同無印及並厚摺ノ卸賣業者最高販賣價格及小賣業者最高販賣價格ノ額欄ヲ左ノ如ク改ム

一八、三〇	一五、五
一六、九六	一四、三
一八、二一	一五、四

國民体力法第九條ニ基ニ昭和十八年度乳幼兒体力検査管理ヲ左ノ通達任ス

昭和十八年三月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

米子市

同

同

同

同

同

同

同

同

同

鳥取市

同

同

同

同

同

同

同

同

同

醫師

同

同

同

同

同

同

同

同

同

永井 純

同

同

同

同

同

同

同

同

同

中木 太二

同

同

同

同

同

同

同

同

同

近藤 鶯子

同

同

同

同

同

同

同

同

同

石河 利三

同

同

同

同

同

同

同

同

同

竹田 謙夫

同

同

同

同

同

同

同

同

同

小松 延江

同

同

同

同

同

同

同

同

同

稻富 一郎

同

同

同

同

同

同

同

同

同

山本 太郎

同

同

同

同

同

同

同

同

同

坂本 定稔

同

同

同

同

同

同

同

同

同

甲田 植之助

同

同

同

同

同

同

同

同

同

木下 正之

同

同

同

同

同

同

同

同

同

生田 武雄

同

同

同

同

同

同

同

同

同

山本 又一

同

同

同

同

同

同

同

同

同

大湯 靜子

同

同

同

同

同

同

同

同

同

森脇 忠雄

同

同

同

同

同

同

同

同

同

篠田 富美子

同

同

同

同

同

同

同

同

同

並厚印、同無印及並厚摺ノ卸賣業者最高販賣價格及小賣業者最高販賣價格ノ額欄ヲ左ノ如ク改ム

昭和十八年三月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

米子市

同

同

同

同

同

同

同

同

同

地方技師

草野 祥

同

同

同

同

同

同

同

同

同

地方技師

石原 嶽

同

同

同

同

同

同

同

同

同

地方技師

太田 垦穂

同

同

同

同

同

同

同

同

同

防疫醫

林 とく

同

同

同

同

同

同

同

同

同

縣立大山診療所長

酒井 正仁

同

同

同

同

同

同

同

同

同

縣立丹比診療所長

君野 清三

同

同

同

同

同

同

同

同

同

大谷 英立

松浦 龍

同

同

同

同

同

同

同

同

同

00862

岩美郡

廣江 和一
安田年太郎
千代 泰治
大淵 三雄
宮岡 豊輝
井崎 精一
小畠 義次
北村 正亮
松島 隨敬
松島 宗敬
濱本 信雄
林 秀藏
大久保久胤
渡邊藤太郎
山田 政敏
岡田 道壽
戸田馬喜藏
柿田 正廣
西村 龜治
太田 乾

氣高郡

岸 良一
村江 正民
岡田 奏
松井 秀枝
安部 幸藏
森本藤太郎
下田美ヶ枝
加藤 謙
西山 良一
菊川 定子
藤田 亀夫
小松邦太郎
近藤 孝平
眞島 啓治
堀内 謙藏
庄司 泰子
那須 政男
日野 正三
阿曾 三郎
乾 勉

00863

東伯郡

廣江 和一
安田年太郎
千代 泰治
大淵 三雄
宮岡 豊輝
井崎 精一
小畠 義次
北村 正亮
松島 隨敬
松島 宗敬
濱本 信雄
林 秀藏
大久保久胤
渡邊藤太郎
山田 政敏
岡田 道壽
戸田馬喜藏
柿田 正廣
西村 龜治
太田 乾

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
醫師

田中 敦六
福永 優親
石田 滉載
岸田 輝雄
勝田 類藏
本田 正秋
米田房太郎
橋田 篤
遠藤河津二
山折 恒藏
伊藤 勘助
松田 昌造
島銅 秀誠
野坂 綱定
岡本 由治
景森森太郎
藤川 松治
原田 德藏
野島祐四郎
三輪 泰

西伯郡

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
醫師

涌谷 重治
涌谷 良藏
北岡 信親
太田 幸雄
岸田規矩雄
大西 要
上田 百吉
入江 政吉
中井 光藏
山根 幸三
松本權三郎
佐々木安市
前場慶次郎
中原 審貞
宮川 博人
天野千代三
岸本 民
佐々木祐治
細田 勇

要

報

重要農產物の増産助成

農會の補助金に對し交付

食糧増産は決戦下の我が國農民に課せられた至上命令であつて今や農民はこれに總力を集中して米英撃滅に邁進してゐるのであるが、本縣ではこの刻下の喫緊問題促進に拍車をかける爲、重要な農產物の増産獎勵施設に關する縣郡市農會の費用又は補助金に対して毎年度豫算の範圍内に於て助成金を交付することとし、從來これに關し行はれてゐた諸種の規定をも整理して今回「主要農產物増産助成要項」を定め、爾後この標準に依つて交付することとなつたので、いまこれについて記すこととする。

- △ 稲の多收品種々子購入に付き交付する郡市農會の補助金に對し、種子購入費の三分の二以内にして一反當五十錢以内
- △ 稲熱病防除に付き交付する郡市農會の補助金に對し、誘蛾入費の四分の一以内にして一反當五十錢以内
- △ 稲の螟蟲防除に付き交付する郡市農會の補助金に對し、誘蛾燈點火に依るものに付き石油其の他の燃料購入費、配電工事

費及び電燈料金の四分の一以内にして一反當三十錢以内、葉鞘變色莖摘採に依るものに付き莖切取鎌購入費の二分の一以内にして一反當八錢以内及び摘採獎勵金一反當五錢以内

△ 稻の泥負蟲防除に付き交付する郡市農會の補助金に對し、藥劑購入費の四分の一以内にして一反當二十五錢以内

△ 大麥稈麥及び小麥の菌核病の防除に付き交付する郡市農會の補助金に對し、藥劑購入費の四分の一以内にして一反當三十錢以内

△ 大麥稈麥及び稈病の防除につき郡市農會の補助金に對し、藥劑購入費の四分の一以内にして一反當三十六錢以内

△ 小麥の銹病又は白濁病の防除に付き交付する郡市農會の補助金に對し、藥劑購入費の三分の一以内にして一反當五十五錢以内

△ 玉蜀黍の改良増殖に關する實地指導地の設置に付き交付する郡市農會の補助金に對し、一反當五圓以内

△ 玉蜀黍の脱穀機購入に付き交付する郡市農會の補助金に對し、購入費の二分の一以内

△ 甘藷黑藥病の防除に付き交付する郡市農會の補助金に對し、種諸消毒劑購入費の四分の一以内、種諸十貫に付き四錢以内

△ 馬鈴薯疫病防除に付き交付する郡市農會の補助金に對し、藥畫書、收支豫算書、補助に關する規定を添付して知事に提出するのであつて、もしその許可を受け又は助成金の交付を受けた後、その書類に記された事項に重要な變更を加へようとする時は知事の承認を受ければならぬし、又翌年五月末日までに事業成績書及び收支決算書を知事に提出することとなつてゐる。

- △ 郡農人費の四分の一以内にして一反當二十五錢以内
- △ 馬鈴薯僞瓢蟲防除に付き交付する郡市農會の補助金に對し、藥劑購入費の四分の一以内にして一反當二十四錢以内
- △ 主要食糧農產物（稻・大麥・稈麥・小麥・甘藷・馬鈴薯）の病蟲害防除用噴霧機購入に付き交付する郡市農會の補助金に對し、購入費の二分の一以内にして一臺四十圓以内、但し動力噴霧機に付いては購入費の二分の一以内にして一臺二百五十圓以内
- △ 主要食糧農產物の増產技術動員施設に付き支出する縣郡市農會の費用又は補助金に對し其の費用又は補助金の範圍内
- △ 主要食糧農產物の生産計畫遂行に關する部落團體活動促進施設に付き交付する縣農會の補助金に對し、其の補助金の範圍内

- △ 稲の耕種改善實踐獎勵施設に對し、知識の普及向上施設に關する補助金の範圍内
- △ 同じく耕種改善樹立實行施設に對し、知識の普及向上施設に關して二十五圓以内
- △ 同じく耕種改善實踐獎勵施設に對し、知識の普及向上施設に關して二十五圓以内

- △ 主要食糧農產物増產に關する指導督勵施設に付き交付する縣農會の費用又は補助金に對し、知識の普及向上施設に關する補助金の範圍内
- △ 稲の耕種改善實踐獎勵施設に對し、知識の普及向上施設に關して二十五圓以内

學校の廿諸增產

報國農場設置に就て

一各學校の農場設置標準

最近に於ける食糧需給の現状に鑑み、國內に於ける食糧自給体

00868

制の強化を圖ることは焦眉の急務であつて、これが爲には米麥の増産確保に萬全を期すると共に、比較的増産の餘地の多い甘藷馬鈴薯についてその増産を實現することはこの際特に緊要であることは屢々記す通りである。

就てはこれまで各學校に於て甘藷增産報國農場を設置してこれが増産に協力してゐるのであるが、来る昭和十八年度に於ては特に左の標準によつてこれを設置し、甘藷の増産に資すると共に學徒をして増産技術の要領を体得せしめ、かつこれらの學校を通じて増産の促進と技術の向上に資することとなつたので、生徒兒童の家庭に於てもこの趣旨を諒して一層の協力を切望する次第である。

なは各學校に於て設置するこの報國農場が一段歩以上に達するものに對しては、その段別に應じて相當の助成をされる見込であるから特に面積増大に努められたく、又甘藷苗については市町村農會と連絡して成るべく自給の途を講ずるやう留意されたい。

△ 甘藷增産報國農場施設標準

國民學校	兒童一人當	一坪以上
中等學校	生徒一人當	二坪以上
青年學校	生徒一人當	二坪以上

昭和十八年三月三十日印刷
昭和十八年三月三十日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行者 鳥取縣
印 刷 所 鳥取刑務支所
鳥取縣氣高郡大正村大字古海

長崎縣佐世保市長ヨリ左記ノ通り行旅死亡人取扱ヒタル旨報告有之候條心當ノ向ハ直接同市長宛照會相成度

一、本籍、住所、氏名、職業 不詳

二、年齢 五十歳位 男子

三、雇非雇ノ別 不詳

四、親族等 不詳

五、住所發送ノ原因 其ノ年月日經過地及行旅中生活ニ關スル状況

察スル所乞食トシテ諸所ヲ徘徊シ居リタル者

飢餓及寒冷ニ依ル心臓衰弱ニ依リ死亡シタルモノト認メラル其ノ他不詳

身長五尺一寸位、面丸、色黒、口太、鼻獅子耳少サク、眼瞼眉太ク、頭髪蓬亂、手並、足並体格比較的不良、左前脚部ヨリ左上脚黒ク肩

脛部ニカケ紺一色ノ雲ニ下リ龍ノ刺青アリ

耳少サク、眼瞼眉太ク、頭髪蓬亂、手並、足並

体格比較的不良、左前脚部ヨリ左上脚黒ク肩

六、人相、特徴

七、所持品

八、救護又ハ取扱ノ顛末

死体ハ陣内免墓地ニ埋葬ニ附シ